2　「被請求団体作成のインターネット上のホームページに係る接続業者名、契約名義人の氏名及び掲載の管理・運営責任者の氏名」について

被請求団体において、インターネット上のホームページを利用して団体の活動を広報し、構成員に対する指示・連絡を行っている場合には、同ホームページが被請求団体の意思に基づいて掲載されているか否かを把握し、その活動状況を継続して明らかにするため、上記事項を報告させることを特に必要と認める。

3　「被請求団体（その支部、分会その他の下部組織を含む。以下、この項において同じ。）の営む収益事業（いかなる名義をもってするかを問わず、実質的に被請求団体が経営しているものをいう。）の種類及び概要、事業所の名称及びその所在地、当該事業の責任者及び従事する構成員の氏名並びに各事業に関する会計帳簿を備え置いている場所（その会計帳簿が電磁的記録で作成されている場合には、当該電磁的記録の保存媒体の保管場所）」について

被請求団体がかつて無差別大量殺人行為に及んだことに加え、現在もその属性として無差別大量殺人行為に及ぶ危険な要素を保持していることに鑑みれば、被請求団体は、収益事業によって得た多額の収益を原資として危険物等を購入するおそれがあるところ、資産及び負債や団体の活動等に関する報告だけでは、無差別大量殺人行為に及ぶ危険な要素の存否・程度を把握することは困難であり、収益事業の実態を把握し、その活動状況を継続して明らかにするため、上記事項を報告させることを特に必要と認める。

第6　被請求団体の意見について

被請求団体の意見は、前記第2のとおりであるところ、それらに理由がないことは、前記第4において述べたとおりである。

第7　結論

以上のとおりであって、本件処分請求は理由があるので、法第26条第6項において準用する法第22条第1項第3号の規定に基づき、被請求団体に対し、法第5条第4項に規定する、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を3年間更新する処分を行うこととし、さらに、当委員会は、法第5条第5項において準用する同条第3項第6号に規定する「公安審査委員会が特に必要と認める事項」として、前記第5記載の各事項を認めたので、被請求団体に対し、これらの事項を公安調査庁長官へ報告させることとする。

よって、主文のとおり決定する。

平成30年1月22日

公安審査委員会　委員長　房村　精一　印
委　員　板澤　幸雄　印
委　員　川野辺充子　印
委　員　太田　順司　印
委　員　竹中　千春　印
委　員　佐藤　雅徳　印
委　員　坂場　三男　印

別添1－1　更新請求書
1－2　訂正申立書
1－3　証拠書類一覧表（公安調査庁）
2　証拠書類一覧表（被請求団体）

別添1－1

平成29年11月20日

公安審査委員会　御中

公安調査庁長官　中川　清明

更　新　請　求　書

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第12条第1項後段の規定に基づき、下記のとおり、同法第5条第4項の処分を請求する。

記

第1　被請求団体

1　名称

平成12年1月28日、公安審査委員会によって、3年間、公安調査庁長官の観察に付する処分を行う決定（以下「本件観察処分決定」という。）を受け、平成15年1月23日、平成18年1月23日、平成21年1月23日、平成24年1月23日及び平成27年1月23日に、本件観察処分決定に係る処分の期間を更新する決定を受けた「麻原彰晃こと松本智津夫を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、同人が主宰し、同人及び同教義に従う者によって構成される団体」

2　主たる事務所の所在地

⑴　埼玉県越谷市北越谷1丁目20番6号　「さくらマンション」101号室
⑵　石川県金沢市昌永町13番4号
⑶　東京都世田谷区南烏山6丁目30番19号　「GSハイム烏山」201号室

3　代表者

氏　名　麻原彰晃こと松本智津夫
昭和30年3月2日生（当62年）
職　業　団体主宰者
居　所　東京都葛飾区小菅1丁目35番1号　東京拘置所

4　主幹者

⑴　氏　名　佐々木正光
昭和32年2月14日生（当60年）
職　業　団体役員
住　所　埼玉県八潮市大字大瀬925番地1

⑵　氏　名　並木清貴
昭和43年3月19日生（当49年）
職　業　団体役員
住　所　北海道札幌市豊平区美園1条3丁目1番24号

⑶　氏　名　山田美砂子
昭和27年4月22日生（当65年）
職　業　団体役員
住　所　石川県金沢市昌永町13番4号

⑷　氏　名　上祐史浩
昭和37年12月17日生（当54年）
職　業　団体役員
住　所　東京都世田谷区南烏山6丁目30番19号「GSハイム烏山」201号室